5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行釧路支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局釧路開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁　北海道開発局釧路開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行釧路支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　北海道開発局釧路開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北海道開発局釧路開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記３⑵に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑹　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑺　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

⑻　手続における交渉の有無　無

⑼　契約書作成の要否　要

⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑾　工事説明会を行う。

⑿　二次審査においてヒアリングを実施する。

⒀　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒁　技術提案の採否の通知については、平成29年９月４日に通知する。

なお、一次審査の審査評価点の合計が上位10者以外の競争参加者による技術提案については評価を行わず、採否の通知も行わない。

また、通知において、技術提案に基づく施工計画により参加を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により参加を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け北海道開発局長公示）別記１に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記１に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、北海道開発局釧路開発建設部契約課（〒085―8551 北海道釧路市幸町10丁目３番地　電話0154―24―7120）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⒄　受注者の責めにより、提案された技術提案を遵守することができない場合は、提案の達成率に応じて工事成績評定点から減点する。

⒅　本工事について、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、工事完了後に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

⒆　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobutoshi Umezawa, Director of Kushiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sakurada Bridge, Trans-Hokkaido Expressway, Kushiro City, Hokkaido, Japan

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 8 June 2017

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal by electronic bidding system : 12 : 00 p.m. 8 August 2017

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 27 September 2017 (tenders brought with 10 : 00 a.m. 27 September 2017 or submitted by mail 10 : 00 a.m. 27 September 2017)

⑺　Contact point for tender documentation : Atsushi Yoshida, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Kushiro Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―10, Saiwai-Cho, Kushiro, Hokkaido 085―8551, Japan TEL 0154―24―7120

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局釧路開発建設部が発注する北海道横断自動車道釧路市桜田大橋上部工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年５月24日

北海道開発局長　今　日出人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

１　工事名　北海道横断自動車道　釧路市　桜田大橋上部工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　北海道釧路市

３　工事内容　工事延長：Ｌ＝580ｍ（ＳＰ＝73,520～ＳＰ＝74,100）、橋長：Ｌ＝233m、有効幅員：Ｗ＝10.31m、橋梁形式：４径間連続合成２主鈑桁橋、架設方法：クレーンベント架設

４　工事区分　鋼橋上部